

第16回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後4時から午後4時15分

2. 開催場所 豊中市役所車両管理事務所2階会議室

3. 出席委員 (15人全員出席)

【会長】 渡邊 稔

【委員】 伊藤 源司 鹿嶋 収 阪口 義治 高島 邦子
辻 博美 中尾 常雄 中尾 祐子 半田 益宏
松尾 眞一 松島 慶治 水田 稔 光久 修平
森 彰男 山田 徹

4. 現地調査委員

伊藤 源司 鹿嶋 収

5. 議事日程

報告第52号 農地法第4条の規定による転用届出(専決分)について

報告第53号 農地法第5条の規定による転用届出(専決分)について

報告第54号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第21号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山野 純 書記 益住 惣太郎 書記 多田 和子

7. 会議の概要

山野局長 ただ今より豊中市農業委員会を開会したいと思います。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第16回豊中市農業委員会を開会します。
本日は15名全員の委員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、中尾常雄委員と中尾祐子委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

益住書記 <議事日程を報告>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第52号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、阪口委員から報告願います。

阪口委員 1番について報告します。

届出人は柴原町●丁目の●●さんです。

本件の場所は柴原町●丁目で、10月1日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月5日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第53号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分について
です。

1番について、鹿島委員から報告願います。

鹿島委員 1番について報告します。

譲渡人は春日町●丁目の●●さん、譲受人は新千里西町●丁目の●●さんです。
本件の場所は向丘●丁目、10月1日に事務局と現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま
した。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月4日に受理通知書を発行したものです。

2番について、中尾常雄委員から報告願います。

中尾常委員 2番について報告します。

譲渡人は熊野町●丁目の●●さん、高槻市の●●さん、譲受人は大阪市の●●●●●●●●
●●です。

本件の場所は栗ヶ丘町で、10月1日に事務局と現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま
した。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、9月27日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第3、報告第54号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続
証明です。本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況に
ついて、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、伊藤委員から報告願います。

伊藤委員 1番について報告します。

農業相続人は長興寺北●丁目の●●さんです。
適用農地は長興寺北●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月12日に事務局と現地調査を行いました、利用状況欄に記載のと通りの作付け
をされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月4日に証明を発行したものです。

2番について、高島委員から報告願います。

高島委員 2番について報告します。

農業相続人は若竹町●丁目の●●さんです。
適用農地は北条町●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月1日に事務局と現地調査を行いました、利用状況欄に記載のと通りの作付けを
されており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月11日に証明を発行したものです。

3番について、光久委員から報告願います。

光久委員 3番について報告します。
農業相続人は浜●丁目の●●●さんです。
適用農地は浜●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月12日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月17日に証明を発行したものです。
次に、日程第4、議案第21号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明についてを議題とします。本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。
1番及び2番について、事務局から説明願います。

益住書記 1番及び2番については、相続人は異なりますが、同一の被相続人から同一の土地を持分2分の1ずつで相続する事による納税猶予申請ですので、一括して説明します。
農業相続人は若竹町●丁目の●●●●さん及び●●●●さんです。
納税猶予の適用を受けようとする農地は若竹町●丁目及び若竹町●丁目の2筆で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月15日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 地元の高島委員いかがですか。

高島委員 農業相続人の●●●●さん並びに●●●●さんは被相続人の●●●●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 ご意見ございませんか。
<異議なしの声>

議長 異議なしと認めます。1番及び2番について証明することに決定しました。
次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

多田書記 次回の委員会の日程でございますが、11月21日（水）に開催したいと考えております。
委員会は午後4時からで、場所は豊中市役所第二庁舎3階南会議室でございます。
現地調査は午後2時からとし、調査班は阪口委員と高島委員でございますが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施いたします。
以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく願います。

議長 ただ今のとおり、決定してよろしいか。
<異議なしの声>

議長 それでは、次回の現地調査と農業委員会は、11月21日（水）に決定しました。
これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。